

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案 参照条文

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第四条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第五百号）（抄）	1
○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）	20
○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第十条の規定による改正後の自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	20
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）	21
○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）	21
○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）	22
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	49
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）	50
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）	51

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）第四条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（初心運転者標識等の表示義務）

第七十一条の五（略）

2（略）

3 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができ、免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

4（略）

（罰則）（略）

（免許証の交付）

第九十二条 免許は、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付して行なう。この場合において、同一人に対し、日を同じくして第一種免許又は第二種免許のうち二以上の種類の免許を与えるときは、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して、当該種類の免許に係る免許証の交付に代えるものとする。

2 免許を現に受けている者に対し、当該免許の種類と異なる種類の免許を与えるときは、その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条（略）

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証にあつては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所

3 在地)を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

(略)

(罰則 (略))

(特定免許情報の記録等)

第九十五条の二 免許(仮免許を除く。以下この条において同じ。)を現に受けている者のうち、当該免許について免許証のみを有するもの並びに免許証及び第四項に規定する免許情報記録個人番号カードのいずれをも有しないものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者の個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の区分部分(同法第十八条に規定するカード記録事項が記録された部分と区分された部分をいう。以下同じ。)に当該免許に係る特定免許情報を記録することを申請することができる。

2 前項の特定免許情報とは、次に掲げる事項をいう。

一 免許情報記録(個人番号カードに記録された特定免許情報に係る記録をいう。以下同じ。)の番号
二(五) (略)

3 第一項の規定による申請を受けた公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項に規定する特定免許情報(以下「特定免許情報」という。)をその者の個人番号カードの区分部分に電磁的方法により記録するものとする。

一 免許の効力が停止されているとき。

二 当該個人番号カードが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第十項の規定により効力を失っていること、当該個人番号カードの区分部分における他の事項が記録されていない領域が特定免許情報を記録するために十分でないことその他の公安委員会が個人番号カードの区分部分に特定免許情報を記録することができない事情として内閣府令で定めるものがあるとき。

4 免許証及び免許情報記録個人番号カード(その者に係る特定免許情報が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。)を有する者は、いつでも、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納することができる。

5 (略)

6 第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が第三項の規定による特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が同条第一項の規定により交付され、第四項の規定により返納されたものとみなす。

7 (略)

11 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものは、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該免許に係る免許証の交付を申請することができる。

12 (略)

(罰則 (略))

(免許情報記録個人番号カードの特則)

第九十五条の三 免許情報記録個人番号カードについての第九十二条第二項及び第九十三条第二項の規定の適用については、第九十二条第二項中「その異なる種類の免許に係る免許証にその者が現に受けている免許に係る事項を記載して、その者が現に有する免許証と引換えに交付する」とあるのは「その者の免許情報記録個人番号カード(第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。)に記録された免許情報記録(同条第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。)をその異なる種類の免許及びその者が現に受けている免許に係るものに書き換える」と、第九十三条第二項中「免許証に当該条件」とあるのは「免許情報記録個人番号カードの区分部分(第九十五条の二第一項に規定する区分部分をいう。)に当該条件(仮免許に係るものを除く。)」と、「記載しなければ」とあるのは「電磁的方法(次条に規定する電磁的方法をいう。)により記録しなければ」とする。

(免許情報記録個人番号カードのみを有する者の特則)

第九十五条の五 (略)

2 (略)

3 前項に規定する者のうち次の各号に掲げるものは、同項の規定により読み替えて適用する第九十四条第一項の規定にかかわらず

ず、当該各号に定める事項の変更についての届出をすることを要しない。

一 国家公安委員会に対し、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百十条の三第三項の規定により国家公安委員会が同条第一項に規定する戸籍電子証明書（その者の変更した後の本籍を証明するものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じた者 本籍

二 国家公安委員会に対し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十八条第三項の規定により国家公安委員会が同項に規定する特定署名用電子証明書記録情報（その者の個人番号カードに記録された同法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限る。）の提供を受けるための措置として内閣府令で定める措置を講じている者 住所、氏名及び生年月日

4 国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 前項第一号に規定する戸籍電子証明書又は同項第二号に規定する特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けたとき 当該戸籍電子証明書又は当該特定署名用電子証明書記録情報に係る内閣府令で定める事項

二 前項第二号に規定する措置が開始され、又は終了したとき 当該措置が開始され、又は終了した旨その他の内閣府令で定める事項

（免許証等の有効期間）

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一百一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一百一条第六項又は第一百一条の二第四項の規定により更新された免

許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けた者の区分	更新日等における年齢	有効期間の末日
優良運転者及び一般運転者	七十歳未満	満了日等の後のその者の五回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十歳	満了日等の後のその者の四回目の誕生日から起算して一月を経過する日
	七十一歳以上	満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日
違反運転者等		満了日等の後のその者の三回目の誕生日から起算して一月を経過する日

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ 更新日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1)～(3) (略)

(4) 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第一百一条第一項の免許証等の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果第五十五条の規定により効力を失つた日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合）に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。以下この表において「特別失効者」という。）又は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者

に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第一百一条の五の規定による報告について第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。以下この表において「特別取消処分者」という。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録 当該交付された免許証又は記録された免許情報記録に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日（当該適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合にあつては、当該適性試験を受けた日）の前日

(5) (略)

ロ 優良運転者 更新日等（特別失効者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該効力を失った免許に係る免許証又は免許情報記録の有効期間の末日、特別取消処分者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証及び第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録にあつては当該取消しを受けた日。ニにおいて同じ。）までに継続して免許（仮免許を除く。ニにおいて同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

ハ 一般運転者 優良運転者又は違反運転者等以外の者

ニ 違反運転者等 更新日等までに継続して免許を受けている期間が五年以上である者であつて自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するもの又は当該期間が五年未満である者

ホ (略)

二〇六 (略)

(略)

3 前二項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

第九十六条の二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、仮免許（大型免許又は大型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許、中型免許又は中型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許、中型仮免許又は準中型仮免許）を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、内閣府令で定めるところにより道路において自動車の運転の練習をした者でなければならぬ。

（運転免許試験の方法）

第九十七条 運転免許試験は、免許の種類ごとに次の各号（小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験にあつては第一号及び第三号、牽引^{けん}免許の運転免許試験にあつては第一号及び第二号）に掲げる事項について行う。

- 一 自動車等の運転について必要な適性
- 二 自動車等の運転について必要な技能
- 三 自動車等の運転について必要な知識

2 3 4 （略）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

- 一 第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないもの、その者が当該検査の時に受けていた仮免許の区分に応じ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

- 二 第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書（同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る。）を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して一年を経過しないもの又は同項に規定する修了証明書（同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限るものとし、政令で定めるものを除く。）を有す

る者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して三月を経過しないもの 当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

三 第一百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第五十条の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（以下この条及び第一百一条の四において「普通自動車等」という。）の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第一百二条第一項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が第一百三十一条第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限り。ロ及びハ並びに第一百一条の四第二項において同じ。）を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は第一百八条の三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。） 認知機能検査等、公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査（同号ロ及び第一百二条第一項第五号の四において「運転技能検査」という。）又は第一百八条の三十二の三第一項第三号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査等」という。）及び第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習

の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）又は第百八条の三十の二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）

ロ （略）

ハ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。） 運転技能検査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ニ・ホ （略）

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について第百一条第一項の免許証等の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条の規定により効力を失つた日から起算して六月を超え一年を経過しないもの その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五 第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第一項第三号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

(再試験)

第百条の二 (略)

2 再試験は、基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会
が、当該期間が経過した後、免許の種類ごとに自動車等の運転について必要な技能及び知識(原付免許にあつては必要な知識に
限る。)について行う。

3・4 (略)

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知(前項の規定による通知をいう。以下同じ。)を受けたときは、当該通
知を受けた日の翌日から起算した期間(再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当
該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超えることとなるまでに、当該公安委員会に内閣府令で定め
る再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十五条の六第三項の規定は、この場合について準用する。
(免許証等の更新の申請及び定期検査)

第百一条 (略)

2 (略)

3 公安委員会は、免許を現に受けている者に対し、更新期間その他免許証等の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必
要な事項(その者が更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者(第九十五条の六第一項の表の備考一のハに規定する一
般運転者をいう。第百一条の二の二第一項において同じ。)(第九十一条の規定により免許に条件を付されている者のうち内閣
府令で定めるもの及び同表の備考四の規定の適用を受けなければ同表の備考一のニに規定する違反運転者等となる者を除く。)
に該当することとなる場合には、その旨を含む。)を記載した書面を送付するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定による適性検査の結果又は第百一条の二の二第五項の規定により通知された適性検査の結果(同条第七項の規定に
よる適性検査を行った場合には、当該通知された適性検査の結果及び同項の規定による適性検査の結果)から判断して、当該免
許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めるときは、当該公安委員会は、当該免許証等の

更新をしなければならない。この場合において、当該公安委員会は、その者が同条第三項の規定による申出をしていたときは、同条第七項の規定による適性検査を行った場合その他内閣府令で定める場合を除き、当該申出に係る経由地公安委員会（同条第一項に規定する経由地公安委員会をいう。）に当該免許情報記録の有効期間の更新をすべき旨を通知して、当該経由地公安委員会に第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを行わせるものとする。

7・8 (略)

(罰則 (略))

(更新期間前における免許証等の更新の申請及び適性検査)

第百一条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による適性検査の結果から判断して、当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、当該公安委員会は、速やかに当該免許証等の更新をしなければならない。

5・6 (略)

(罰則 (略))

(免許証等の更新に係る申請先の特例)

第百一条の二の二 免許証等の更新を受けようとする者のうち当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当するもの（第百一条第三項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載した書面の送付を受けた者に限る。）は、同条第一項の規定による更新申請書の提出を、その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行うことができる。

2 (略)

3 免許情報記録の有効期間の更新を受けようとする者は、第一項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出に併せて第百一条の四の二第三項の規定による免許情報記録の書換えを当該経由地公安委員会において受けた旨を申し出ることができる。

4 (略)

5 経由地公安委員会は、第一項の規定により受理した更新申請書の内容（第三項の規定による申出があつた場合には、その旨を含む。）及び前項の規定による適性検査の結果をその者の住所を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、その者の住所を管轄する公安委員会は、第一百一条第五項の規定による適性検査を行わないものとする。

6 経由地公安委員会は、当該免許証等の更新を受けようとする者が次条第一項の規定により経由地公安委員会が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けたときは、その旨をその者の住所を管轄する公安委員会に通知するものとする。

7 第五項の規定による通知を受けた公安委員会は、当該通知に係る適性検査の結果のみによつては当該免許証等の更新を受けようとする者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときは、その者について適性検査を行うものとする。この場合において、当該公安委員会は、その者に適性検査を受けるべき旨を通知しなければならない。

8 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

第一百一条の三 免許証等の更新を受けようとする者は、その者の住所を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

第一百一条の四 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並

びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4 (略)

(更新された免許証の交付等)

第百一条の四の二 免許証の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する免許証（仮免許に係るものを除く。以下この条において同じ。）と引換えに更新された免許証を交付して行う。

2 前項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をする者は、当該申請に併せて当該免許証の交付を希望しない旨の申出をすることができる。この場合においては、その者が同条第三項の規定による更新された特定免許情報の記録を受けたことをもつて、当該免許証が前項の規定により交付され、同条第四項の規定により返納されたものとみなす。

3 5 (略)

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 (略)

2・3 (略)

4 免許情報記録個人番号カードを有する者が仮停止を受けたときは、免許情報記録個人番号カードを当該処分をした警察署長に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。

5 8 (略)

(罰則 (略))

(申請による取消し)

第百四条の四 (略)

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許を取り消すものとする。

3 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第一項の申出をした者から第六六条の三第一項第一号の規定による当該免許に係る免許証の返納を受け、又は第一項の申出をした者に係る第六六条の四第一項第一号の規定による免許情報記録の抹消を行つたとき（第一項の申出をした者が免許証（仮免許に係るものを除く。次条において同じ。）及び免許情報記録個人番号カードを有する者である場合にあつては、当該免許証の返納を受け、かつ、当該免許情報記録の抹消を行つたとき）は、その者に対し、当該申出に係る免許を与えることができる。

4・5 (略)

(免許の失効)

第二百五条 免許は、免許を受けた者が免許証等の更新を受けなかつたとき（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新のいずれをも受けなかつたとき）は、その効力を失う。

(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録)

第二百五条の二 第六四条の四第二項の規定により免許を取り消された者（同条第三項の規定により免許を受けた者を除く。）及び前条の規定により免許が失効した者（当該免許が失効した日の前日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴証明書（当該取消しを受けた日又は当該免許が失効した日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分（第三項において「運転経歴区分」という。）により表示する書面をいう。以下この条及び次条において同じ。）の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書を交付するものとする。この場合において、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであつてはならない。

3 第一項に規定する者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、運転経歴情報（第六四条の四第二項の規定による免許の取消しを受けた日又は免許が前条の規定により効力を失つた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、運転経歴区分により示した情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）をその者の個人番号カードの区分部分に記録することを申請

することができる。

4 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴情報をその者の個人番号カードの区分別に電磁的方法により記録するものとする。

5 (略)

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十条の二第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項(第九十五条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を受け、第九十四条第二項の規定による免許証の再交付をし、第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報の記録をし、同条第四項の規定による免許証の返納を受け、同条第十項の規定により免許情報記録の抹消をし、同条第十一項の規定により免許証の交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、前条第二項の規定により運転経歴証明書を交付し、同条第四項の規定により運転経歴情報の記録をし、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分を違反したとき(内閣府令で定める場合に限る。)、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷(内閣府令で定めるものに限る。)をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

(免許証の返納等)

第百六条の三 (略)

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合(同条第三項の規定により免許が与えられる場合を含む。次条第二項において同じ。)において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3 6 (略)

(罰則 (略))

(免許情報記録の抹消等)

第百六条の四 免許情報記録個人番号カードを有する者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、免許情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して免許情報記録の抹消を受けなければならない。ただし、当該免許情報記録個人番号カードを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第八項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。

一 (略)

二 第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたとき。

三 (略)

2 第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、その者の住所地を管轄する公安委員会に対して前項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該公安委員会は、同項の規定にかかわらず、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を当該他の種類の免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。

(罰則 (略))

(免許関係事務の委託)

第百八条 公安委員会は、政令で定めるところにより、この章に規定する免許に関する事務（免許の拒否及び保留、免許の条件の付与及び変更、運転免許試験及び適性検査の結果の判定並びに免許の取消し及び効力の停止に係る事務その他の政令で定める事務を除く。次項において「免許関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 (略)

(罰則 (略))
(講習)

第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

- 一 安全運転管理者等に対する講習
- 二 取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習
- 三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第五項若しくは第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者及び第百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者を除く。）に対する講習
- 四 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習
- 五 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習
- 六 原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習
- 七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習
- 八 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第

二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）に関する講習

九 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習

十 基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習

十一 免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する第九十五条の六第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十二 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者、第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は第一百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に、加齢に伴って生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習

十三 免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をし、当該行為が第一百二条の二の政令で定める基準に該当することとなったものに対する講習

十四 （略）

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

十六 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

2・3 （略）

（免許等に関する手数料）

第一百十二条 都道府県は、第六章（第五十五条の二第二項及び第四項を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種類ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一 第八十九条第一項の規定による運転免許試験を受けようとする者 運転免許試験手数料

- 一の二 第八十九条第三項の規定による検査を受けようとする者 検査手数料
- 二 第百条の二第一項の規定による再試験を受けようとする者 再試験手数料
- 三 第九十二条第一項又は第九十五条の二第十一項の規定による免許証の交付を受けようとする者 免許証交付手数料
- 四 第九十四条第二項の規定による免許証の再交付を受けようとする者 免許証再交付手数料
- 四の二 第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の記録又は第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定若しくは第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者その他の政令で定める者を除く。） 特定免許情報記録手数料
- 五 第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする者 免許証等更新手数料
- 五の二 第百一条の二の二第一項の規定により免許証等の更新の申請をしようとする者 経由手数料
- 五の三 認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料
- 五の四 運転技能検査を受けようとする者 運転技能検査手数料
- 六 第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができるとする自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料
- 七 第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付を受けようとする者 技能検定員資格者証交付手数料
- 八 第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査を受けようとする者 技能検定員審査手数料
- 九 第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付を受けようとする者 教習指導員資格者証交付手数料
- 十 第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査を受けようとする者 教習指導員審査手数料
- 十一 第七十七条の七第一項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者 国外運転免許証交付手数料
- 十二 第百八条の二第一項各号に掲げる講習を受けようとする者 講習手数料
- 十三 初心運転者講習、第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習又は若年運転者講習を受けようとする者 通知手数料

2 (略)

(警察庁長官への権限の委任)

第百十三條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務（第百十條第一項の規定による指定に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

四 第四條並びに附則第五條、第十條及び第十三條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第九條 附則第三條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○ 道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第十條の規定による改正後の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（道路交通法の特例）

第百十五條の十六 （略）

2 (略)

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証及び道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録の有効期間並びにその更新については、同法第九十五条の六第一項及び第二項並びに第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができ。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（適用除外）

第十条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるもの この節の規定

二・三 (略)

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定め

るものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3
11 (略)

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

（免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）

第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつたこと。

（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次

項において同じ。)において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 法第一百一条第六項の規定により免許証の更新(免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。)を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日(以下「特定誕生日」という。)の四十日前の日

二 法第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日(当該日が特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日)

三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者(その免許がその結果法第一百五一条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る。)で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第一百三一条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七一条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日を取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者 当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日が当該免許証と引き換えた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

2 法第九十二条の二第一項の表の備考一の4の政令で定める基準は、前項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五十年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがあること(軽微違反行為一回のほかこれらの行為をしたことがない場合(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第七十二条第一項前段の規定に違反していないときに限る。))を除く。)とする。

(免許証の有効期間等の特例の適用がある日)

第三十三条の八 法第九十二条の二第四項(法第百条の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める日は、次に掲げるとおりとする。

一〜三 (略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができ、免許を受けていたもの

ニ 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

ホ 受けようとする免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

二 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる第一種運転免許を現に受けている者

ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができ、免許を受けていたもの

ニ 受けようとする免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 免許証の更新を受けなかったため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は第三百条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかった者

二 法第百五条第一項の規定により免許が効力を失った後に一般違反行為(当該一般違反行為に係る累積点数(第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。))が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するもの限り、免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。)又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為(免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。)をした者

三 法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者(以下「基準該当初心運転者」という。)で、再試験の通知(同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。)を受ける前に免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後同条第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかったため、再試験を受けなかったもの

四 再試験を受けた後免許証の更新を受けなかったため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかった者

五 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかった者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかったため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかったもの

六 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知(法第百八条の三の三の規定による通知をいう。以下同じ。)を受ける前に免許証の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間(若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかったため、若年運転者講習を受けなかったもの

七 法第百二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかった者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかったため、法第百四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し(同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。)を受けなかったもの

八 若年運転者講習を終了した後免許証の更新を受けなかったため、法第百四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取

得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

九 法第五十五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者

3 (略)

4 法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

一 特定失効者 法第五十五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日

二 特定取消処分者 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた日（当該日に取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日）

5・6 (略)

第三十四条の四 (略)

2 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有するもの（当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上の者に限る。）であるときは、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

第三十四条の五 法第九十七条の二第四項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。以下この条において同じ。）又は第二種運転免許を現に受けている者 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）又は特定取消処分者（同条第一項第五号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）で、受けようとする免許により運転することができ自動車を運転することができ他の種類の免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許を現に受けている者 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、受けようとする免許により運転することができ自動車を運転することができ他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

三 仮運転免許を受けようとする者で次のイからニまでに該当するものに対しては、当該イからニまでに定める試験を免除する。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許を現に受けている者 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする仮運転免許により運転することができる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）につ

き法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ニ 第一種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

四 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イ、ニ (略)

五 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イ、ニ (略)

六 免許を受けようとする者が法第八十九条第一項の規定による試験を受け、当該試験（その者が仮運転免許を受けた後第三十条の三第一項各号の基準に該当して当該仮運転免許を取り消されたものである場合における当該仮運転免許に係る試験を除く。）において法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験のいずれかについて内閣府令で定める基準に達する成績を得た者であるときは、当該試験を受けた日から起算して六月の間は、その成績を得た試験に係る事項について行う試験を免除する。

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第一項第五号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条第一項の申請の日前六月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第九十七

条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

(免許証の更新の特例)

第三十七条の五 (略)

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十七条の六 法第一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第一条第一項に規定する更新期間(次条において「更新期間」という。)が満了する日(法第一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。)前六月以内に法第八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第八条の二第二項の規定による講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。)を終了した者

三 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教育の課程(同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するものに限る。)を終了した者

(運転技能検査等の基準)

第三十七条の六の三 法第一条の四第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三十年間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為(運転技能検査等の結果が法第一条の四第四項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。)をしたことがあることとする。

一 免許証の更新を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 特定誕生日の百六十日前の日

二 法第一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けようとする者 当該更新の申請をする日(当該日が特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日)

(申請による取消しの基準)

第三十九条の二の四 法第四条の四第二項の規定による免許の取消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

一 三 (略)

四 当該申請に係る免許について基準該当初心運転者（法第百条の二第一項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。）に該当していること。

五 当該申請に係る免許（基準該当若年運転者に該当することとなった時点において二十歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。）について、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。）に該当していること又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。

（運転経歴証明書の交付）

第三十九条の二の五 法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第五項の規定による申請をした日前五年以内に同条第二項の規定により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うものとする。

第三十九条の二の六 法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失った免許に係る免許証の有効期間が満了する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 （略）

三 法第百五条第一項の規定により効力を失った免許の全てについて、基準該当初心運転者に該当している者、基準該当若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなった時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当している者

2 前条の規定は、法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」と、「同条第二項」とあるのは「法第百五条第一項」と、「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする。

（委託することのできない事務）

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一〜十二 （略）

十三 法第百一条の二の二第五項の規定による書面の内容の判定及び同項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十四 法第百一条の三第二項の規定による免許証の更新の拒否に係る事務

十五 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定、同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の規定による免許証の更新の拒否に係る事務

十六～二十七 (略)

(保管証)

第四十一条の四 法第百九条第一項の保管証（以下この条において「保管証」という。）の有効期間は、保管証を交付した日から起算して四十日とする。

2 保管証のうち免許証の保管に係る保管証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 保管証の有効期限

二 免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びにその免許証を交付した公安委員会名

三 免許の種類及びその免許に付されている条件

四 免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日

五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

3 保管証のうち国際運転免許証等の保管に係る保管証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 保管証の有効期限

二 国際運転免許証等の番号、発給年月日、発給地及び発給機関名

三 国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類

四 国際運転免許証等を所持する者の本邦における住所、氏名及び生年月日

五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

4 保管証の様式は、内閣府令で定める。

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種類別	区	分	物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
運転免許試験手数料 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受け	五百円 物件費及び施設費に対応する額	千五百円 人件費に対応する額
		法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受け 法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	五百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、四百円）
		法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受け	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千九百五十円）	三千四百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千六百五十円）

<p>特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試</p>	<p>る場合 法第九十七条の二第二項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>五百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）</p>	<p>千四百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）</p>
<p>法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>法第九十七条の二第二項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>五百円 五百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）</p>	<p>千二百五十円 千四百円（第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）</p>
<p>法第九十七条の二第二項第一号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>法第九十七条の二第二項第一号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百五十円）</p>	<p>千九百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千円）</p>

<p>験</p>	<p>二第一項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円)</p>	<p>一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千百円)</p>
<p>小型特殊自動車 免許又は原動機 付自転車免許に 係る試験</p>	<p>法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>五百円 (第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円)</p>	<p>千四百円 (第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円)</p>
<p>大型自動車第二 種免許、中型自 動車第二種免許 又は普通自動車 第二種免許に係 る試験</p>	<p>法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>五百円</p>	<p>千二百円</p>
<p></p>	<p>法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p>	<p>五百円 (第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円)</p>	<p>千四百円 (第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者に対する試験にあつては、四百円)</p>

検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する	仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	四千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千三百五十円）
			法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百円	千二百円
			法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	三百円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千六百元）	三千六百元（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千八百円）

	<p>法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）</p> <p>普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査</p>	<p>三百円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、九百円）</p>	<p>三千四百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千六百五十円）</p>
再試験手数料	<p>準中型自動車免許に係る再試験</p>	<p>六百元（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千九百円）</p>	<p>千三百円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円）</p>
	<p>普通自動車免許に係る再試験</p>	<p>六百元（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）</p>	<p>千五百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）</p>
	<p>大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験</p>	<p>六百元（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百円）</p>	<p>千五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては</p>

運転技能検査手数 (略)	免許証交付手数料	原動機付自転車免許に係る再試験	四百五十円	、千二百円)
		第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千五百五十円(第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、八百円)	九百円(法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、九百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加えた額)
免許証再交付手数料	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	四百円	七百五十円
		仮運転免許に係る免許証	千五百五十円	千億円
免許証更新手数料	免許証の更新(法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	免許証の更新(法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	四百円	七百五十円
		免許証の更新(法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	千三百円	千二百円
經由手数料	免許証の更新(法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	免許証の更新(法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	千二百五十円	千三百円
		免許証の更新(法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	二百円	三百五十円
運転技能検査手数			千五十円	二千五百円

(略)	技能検定員審査手数料		料	審査手数料
	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）</p> <p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p> <p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>		<p>二千九百五十円</p> <p>千二百円</p> <p>三千百五十円</p>	<p>七百年（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千元）</p> <p>七百年（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、八百五十円）</p>
		<p>二万四百五十円</p> <p>一万八千四百円</p> <p>一万三千五百円</p> <p>一万八千三百五十円</p>		

		教習指導員審査手数料	
国外運転免許証交付手数料		大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）	
講習手数料		普通自動車免許に係る教習指導員審査	
		特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	
		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）	
		九百円	二千七百円
法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習		講習一時間について四百五十円	一万千八百五十円
法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習		講習一時間について千五十円	一万八百五十円
		千四百五十円	八千四百五十円
		講習一時間について三百円	九千四百円
		講習一時間について千三百円	

<p>法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習</p>	<p>講習一時間について七百円</p>	<p>講習一時間について千二百五十円</p>
<p>法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習</p>	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）</p> <p>講習一時間について千八百五十円</p>	<p>講習一時間について千六百五十円</p>
<p>法第百八条の二第一項第五号に掲げる講習</p>	<p>普通自動車免許に係る講習</p> <p>大型自動車免許に係る講習</p> <p>普通自動車二輪車講習一時間について二千八百円</p>	<p>講習一時間について千三百五十円</p> <p>講習一時間について千三百五十円</p>

法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習	—免許に係る講習		円	講習一時間について五百円	講習一時間について千円
	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間について千五百五十円	円	講習一時間について千五百五十円	講習一時間について千円
法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習		講習一時間について四百五十円	講習一時間について三百円	講習一時間について四百円
	法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習一時間について六百円	講習一時間について千五百五十円	講習一時間について千五百五十円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習		講習一時間について五百円	講習一時間について千五百五十円	講習一時間について千五百五十円
	大型自動車二輪車免許に係る講習	講習一時間について千五百五十円	円	講習一時間について千五百五十円	講習一時間について千五百五十円
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	普通自動車二輪車免許に係る講習		講習一時間について千円	円	講習一時間について千五百五十円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間について八百五十円	円	講習一時間について千六百円	講習一時間について千六百円
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第二項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習	二百円	三百円		

	<p>法第九十二条の二 二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習</p>	<p>三百円</p>	<p>五百円</p>
<p>法第八十八条の二 第一項第十二号に掲げる講習</p>	<p>法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第一百条</p>	<p>二千五十円</p>	<p>四千四百円</p>

<p>掲げる講習</p> <p>法第百八条の二第一項第十三号に</p>	<p>の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p> <p>普通自動車対応免許を受けている者（法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	
<p>四千八百円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場</p>	<p>六百五十円</p>	
<p>七千七百円（当該講習が国家公安委員会規則で定めるものであ</p>	<p>二千二百五十円</p>	

2

技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	
		物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百円	三千七百円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	百五十円	四千百円
備考 (略)			
通知手数料	若年運転者講習 法第八十条の二第一項第十五号又は第十六号に掲げる講習	講習一時間について九百円 講習一時間について五百五十円	合にあつては、三千五百五十円) る場合にあつては、五千五百円) 講習一時間について千三百五十円 講習一時間について千四百五十円
		八百五十円	五十円

				二 自動車の運転 技能に関する観 察及び採点の技 能			
				大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る技能 検定員審査			
				普通自動車免許に係る技能検定員 審査			
				特定第一種運転免許に係る技能検 定員審査			
				大型自動車第二種免許等に係る技 能検定員審査			
				三百円			
				六千四百円			
				百円			
				五十円			
				百五十円			
				七千二百五十円			
				二千三百五十円			
				千九百円			
				二千六百五十円			
				(略)			
				二千五十円			
				二千五百五十円			
				三千七百円			
六 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識				五 技能検定の実 施に関する知識			

<p>七 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査</p>		<p>二千五百五十円</p>
<p>備考</p>	<p>一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千七百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技</p>		

能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	
		額	人件費に対応する額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百円	三千七百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百五十円	四千百円
	(略)	(略)	(略)
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	二千円
	習指導員審査	(略)	(略)
二 技能教習に必要な教習の技能	(略)	(略)	(略)
四 法第八十八条の	(略)	(略)	(略)

<p>二十八第四項に規定する教則の内容となつていゝる事項その他自動車の運転に関する知識</p>	<p>特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>		<p>千三百円</p>
<p>五 自動車教習所に関する法令についての知識</p>	<p>(略) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査</p>		<p>(略) 千三百円</p>
<p>六 教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査</p>		<p>千五百円</p>
<p>七 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての</p>	<p>(略) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査</p>		<p>(略) 二千五百五十円</p>

一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千六百五十円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

(警察庁長官への権限の委任)

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第七十五条の二十九、第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

(略)	(略)	(略)
	<p>五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第一百条第六項、第一百一条の二第四項、第一百七条第二項並びに第一百七条の七第三項</p>	

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）による改正後の個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）

（個人識別符号）

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

六～十 （略）